

平成27年6月2日

# 第1回総合教育会議記録

石巻市教育委員会

# 平成27年度第1回石巻市総合教育会議記録

◇開会年月日 平成27年6月2日(火曜日) 午後 3時01分開会

午後 3時58分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席者 6名

市	長	亀山	紘	君	委	員	長	阿部	邦英	君
委	員	津嶋	ユウ	君	委	員	今井	多貴子	君	
(委員長職務代行者)										
委	員	窪木	好文	君	教	育	長	境	直彦	君

◇欠席者 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

(市長部局)

総務部長	和泉博章	君	総務部次長	大内重義	君	
総務課長	稲井浩樹	君	総務課長補佐	佐々木	墨	君

(教育委員会事務局)

事務局長	草刈敏雄	君	事務局次長	末永秀夫	君
事務局次長 (震災復興担当)	太田敏彦	君	教育総務課長	佐々木貞義	君

◇書 記

総務課主幹(併) 教育総務課 課長補佐	石井透公	君	総務課主幹(併) 教育総務課 主幹	加藤陽子	君
教育総務課 主任	熱海照郎	君			

◇協議・調整事項

- (1) 石巻市総合教育会議運営要綱（案）について
- (2) 教育等の振興に関する施策の大綱について
- (3) その他

午後 3時01分開会

○総務課長（稲井浩樹君） それでは、ただいまから平成27年度第1回石巻市総合教育会議を開会いたします。

本日の会議の司会につきましては、私、総務部総務課の稲井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 市長挨拶

○総務課長（稲井浩樹君） それでは始めに、亀山市長からご挨拶をお願いいたします。

○市長（亀山 紘君） それでは、亀山でございます。皆様には、日ごろから、本市の教育行政について、いろいろとご指導、またご支援をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

ご承知のように、本年4月1日から新しく教育委員会制度が変わりました。その中に、ポイントの3のところに、総合教育会議というものが位置づけてありまして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するということになりまして、今回、第1回の総合教育会議を開催することになりました。

本格的な議論は、第2回目以降に実施していくということになると思いますけれども、この総合教育会議、私としては一番大事にしているのは、やはり自由な意見交換だというふうに思っております。そういった中で、自由な意見交換を通して、本市の子ども教育施策の方向性をしっかりと打ち出していきたいと考えております。そういう意味では、私は、次回になるのかもしれませんが、教育の現状と課題についても、私も知る機会、時間をとっていただければと思います。

それからまた、子どもの教育を支えるために、今後取り組むべき最重要課題とは何だろうか、この辺もしっかり皆さんと意見交換をしながら方向性を出していきたい。

それから、私、今回、行政部局としては、今後、行政と教育委員会がどのように連携できるか。恐らく、福祉部門とか、健康部門、保育、そういった行政等の連携の必要、重要になってくる部分というのがあると思いますので、今後、いろいろな形で皆さんのご意見をいただきながら、私としてもしっかりと勉強していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 教育総合会議について

○総務課長（稲井浩樹君） それでは、本日の会議でございますが、お手元に配付の次第のように進めさせていただきます。

次第3、総合教育会議についてでございますが、本日の協議・調整事項に先立ちまして、まず事務局よりご説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、総合教育会議の概要についてご説明いたしますので、お手元にお配りのリーフレットポイント3、及び資料1をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月20日に公布、本年4月1日に施行され、いわゆる新教育委員会制度がスタートいたしました。改正法施行により、地方公共団体の長が招集する総合教育会議が全ての地方公共団体で設置されることとなったものでございます。

総合教育会議を設ける目的でございますが、地方公共団体の長は、これまでにおきましても、予算の編成、執行及び条例案の提出を通じて、教育行政に大きな役割を担ってまいりました。しかしながら、地方公共団体の長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題も一方ございました。そうしたことから、地方公共団体の長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、今回、総合教育会議を設置することになったものでございます。

資料1をご覧ください。

1ページのほうに会議の位置づけ等がございます。（1）会議の位置づけと構成員でございますが、総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会による対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけになっております。したがって、会議において調整がついた事項につきましては、それぞれが尊重義務を負うということになっております。

しかし、地方公共団体の長と教育委員会、それぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行うものではございませんので、決定機関ではございません。そのような位置づけとなっております。

続きまして、それでは総合教育会議の中でどういったものを協議・調整していくのかということで、2ページに記載しております。

まず、協議すべき事項の大きな柱といたしまして、大綱の策定に関する協議というのが法律に定められております。今回の改正において、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は地方公共団体の長が策定するものと位置づけされております。

策定の際には、地方公共団体の長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすということが法律でうたわれているところでございます。

続きまして、協議すべき事項の2番目ですが、教育を行うための諸条件の整備、その他、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策の協議ということでございますが、具体的にどういったことを協議していくのかということで、2ページの上の表に想定される事項を記載させていただいております。

1つには学校施設の整備、教育条件の整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項とされております。

2つ目には、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局との連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、地方公共団体の長と教育委員会との事務の連携が必要な事項ということにされております。

ここで掲げる想定される事項等というのは、例えば来年度の予算編成に反映させるための市としての教育に係る重要な施策といったものを総合教育会議の中で協議していく内容になるものと想定しております。

3つ目といたしまして、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置の協議ということがございます。これは2ページの下の方に想定される事項として、まず、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項といたしましては、1つとして、いじめ問題により、児童生徒などの自殺が発生した場合。2つ目として、通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、そういった事項が該当すると想定されているところでございます。

また、緊急の場合に講ずべき措置の協議でございますが、その下に4つほど掲げてございますが、災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害などが生じており、防災担当部局と連携する場合。2つ目として、災害発生時の避難先での児童生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉部局と連携する場合。3つ目といたしましては、犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合。4つ目として、いじめによる児童生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条に掲げます重大事態の場合

というような緊急事態が発生した場合にこの会議を開催して、対策を講じていこうというのが想定されているということです。

一方で、この総合教育で協議すべきでない事項というものも挙げられております。2ページ目のほうに(2)といたしまして、協議になじまない事項として掲げてございます。

総合教育会議では、先ほど予算編成前に来年度の重要な施策に移行する場合の重要な施策というところで会議を開くということが考えられると申し上げましたけれども、教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議・調整する趣旨ではないとされております。

また、教科書の採択や個別の教職員の人事など政治的中立性が高い事項、それから日常の学校運営に関するささいな事項、こういったものにつきましては総合教育会議の中で協議・調整をすべき事項ではないということで、法律ではうたわれているところでございます。

総合教育会議の概要については以上でございますが、最後に、資料には記載しておりませんが、今後の会議の開催頻度、スケジュールについてでございますが、大綱を策定する年度では、開催時期は未定でございますが、年3回から4回程度、それ以外の年度では年2回程度、5月、10月ごろを予定しております。それ以外でありましても、先ほど申し上げましたような緊急事態が生じたとき、重大な事案が発生したときには、随時開催されるものと考えております。

以上で、総合教育会議についての説明を終わらせていただきます。

○総務課長（稲井浩樹君） ただいまの説明につきまして、皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

○教育委員長（阿部邦英君） 2ページの表のところの上のほうなんですけど、2つ目の○ですが、行政その連携関係で、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育のあり方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策とか子育て支援、こういったことは現在も行われてはおるんですね。

私は、4年間、今の市民相談センターで、少年相談関係を担当したんですけども、少年相談だけでは、あそこの部署はやっていけないということですね。いわゆる虐待問題が発生したり、子どもがいなくなったりといったときには、少年相談担当であっても、そういった虐待関係に絡んで家庭訪問をしたりしてやってきたわけですけども、こういう総合教育会議ができたことで、また一層さらにこういった連携が進むんじゃないかなというような感じはしています。

とにかくその部署にいる市の職員の方々は、建前上は、この事項はこっちのほうでないかとか言っていますけれども、実際に事が起きた場合は、みんなで協力して、問題に対して取り組

んでいるというような感じを持ちました。今後、さらにそういった連携が深まればいいなというふうに思います。

以上、感想ですかね。以上です。

○総務課長（稲井浩樹君） ほかにございますでしょうか。

○市長（亀山 紘君） 今の話でも、例えば放課後児童クラブの問題とか、これは学校とも連携しながら放課後児童クラブの設置なんかは進めているわけですね。

ただ、やはり現実に放課後児童クラブの待機児童がいまだに多くあるわけですから、その辺はもう少しやはり連携を密にしながら、目標をどこに置くかなんです。やはり目標は待機児童ゼロなんです。それを何年度までに達成するかとか、これはやはり単に福祉部だけでもできないんで、やはり行政との部局との連携をしながら、何年度までに、例えば今、放課後児童クラブの待機児童が何人いるから、これをどうやって解決するかと。ゼロまで持っていけるかというようなことは、これは連携して取り組んでいくことで、さらに加速されてくるんじゃないかなと思います。

ですから、非常に今後やはり会議でも、そういったものも具体的なことについても、やはり話し合っていくことが必要だと思います。

○総務課長（稲井浩樹君） ほかにございますでしょうか。

なければ、この後、意見交換のところもございますので、そちらのほうでもお願いいたします。

---

#### （１）石巻市総合教育会議設置要綱について

○総務課長（稲井浩樹君） 次に進めさせていただきます。

続きまして、次第４の協議・調整事項に入らせていただきます。

ここからの会議の進行につきましては市長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（亀山 紘君） 会議の主宰者であるということで、私のほうで議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

始めに、石巻市総合教育会議運営要綱（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、石巻市総合教育会議運営要綱（案）についてご説明申し上げますので、次第の３ページから４ページ及び資料３をご覧ください。

総合教育会議に関する事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１



条の4第1項から第8項で所掌事項、構成員、招集に関する事項等が定められておりますが、第9項において、第1項から第8項までの規定で定めるほか、総合教育会議と運営に関し、必要な事項は総合教育会議が定めると規定しております。この第9項の総合教育会議の運営に関し必要な事項とは、市長による招集手続、総合教育会議の事務局、議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針などとされております。

これらの総合教育会議の運営に関し必要な事項を、今回の運営要綱（案）として総合教育会議の構成員の方々にお示し、会議の中で同意を得たいと考えているものでございます。

また、法律で運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めるとされていることから、告示の形式はとらずに、内規として定めることとしております。

それでは、運営要綱の内容について説明させていただきます。

まず、第1条は、この要綱の趣旨について定めたものでございます。

第2条は、法第1条の4第3項の規定に基づき、市長が総合教育会議を招集する際の招集手続について定めたものでございます。

第3条は、会議の議長について定めたもので、市長が議長となることとしております。

第4条は、会議の公開について定めたもので、会議は法第1条の4第6項により、原則公開するものとされておりますが、第6項ただし書に該当する場合は非公開とすることも可能であるため、取り扱う事案が法の定める非公開とすることができる場合に該当し、市長と教育委員会が合意したときには非公開とすることができる旨を規定したものでございます。

第5条は、議事録について定めたもので、議事録の記載事項と議事録への署名等について規定したものであり、教育委員会の会議録と同様なものとなっております。

第6条から第9条につきましては、会議の傍聴に関する事項について規定したものでございます。法第1条の4第6項により総合教育会議は公開するものとされておりますことから、会議を傍聴する際の手続、傍聴する際の遵守事項等について規定したものであり、基本的に教育委員会の傍聴と同様のものとなっております。

第10条は、総合会議に係る庶務についての規定であり、総務部総務課が庶務を担当することとしております。

第11条は、その他として、この要綱の規定内容以外で総合教育会議を運営する上で必要な事項が生じた場合は、市長が会議に諮った上で定めることとしております。

附則は、施行期日について規定したものであり、本日の総合教育会議で同意をいただければ、開催日である本日の6月2日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○市長（亀山 紘君） ありがとうございます。

それではただいま事務局より説明がありました。これについて、ご意見等があれば、お願いいたします。

（発言する者なし）

○市長（亀山 紘君） 特にないですか。

（「はい」との声あり）

○市長（亀山 紘君） ないようですので、今後は、この要綱に基づいて、総合教育会議を運営したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

## （２）教育等の振興に関する施策の大綱について

○市長（亀山 紘君） 続きまして、教育等の振興に関する施策の大綱についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、教育等の振興に関する施策の大綱について、ご説明いたしますので、リーフレットのポイント４及び資料２－１をご覧ください。

改正法におきまして、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は地方公共団体の長が策定するものということで規定をされております。その概要につきましては、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する施策に関する大綱を定めるものとしたものであります。

続きまして、地方公共団体の長は、大綱を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議・調整を尽くすものとしたものであります。

続きまして、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく公表しなければならないものとされています。

次に、大綱の定義でございますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないとされております。

続きまして、主な記載事項につきましては、各地方公共団体の判断に委ねられておりますが、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保

育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実など、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられるとされております。

例えば、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけすることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって、大綱に代えることと判断した場合には別途策定する必要はないとされております。

大綱が、対象とする期間は地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされております。

以上を踏まえまして、本市の教育委員会が取り組む教育施策の現状についてでございますが、資料2-2をご覧ください。

教育委員会が取り組む教育施策については、平成18年度から19年度にかけて策定しました石巻市生涯学習基本構想、石巻市スポーツ振興基本計画、石巻市文化芸術振興基本方針及び石巻市教育ビジョンの教育関係基本4計画を相互に補完させながら総合的に推進しており、これらの4計画につきましては、教育基本法第17条に規定された教育振興基本計画に代わるものとして位置づけられております。

また、これら4計画は、石巻市総合計画の部門別計画として位置づけ、整合性を図りながら、施策を展開しているところでございます。

現行の教育関係基本4計画につきましては、平成28年度をもって計画期間が満了予定となっております。大綱の策定に際しましては、教育関係基本4計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分をベースに、石巻市震災復興基本計画など、その他、特に注力すべき政策分野についての基本的な考え方、取組の方向性について、総合教育会議において協議・検討を重ねていただきまして、大綱に盛り込むべき内容を構築していくことになるものと考えております。

また、現行の教育関係基本4計画の検証を十分に行いながら、内容の精査を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

こちらは、これから策定していく大綱の体系、イメージについて図で表したものでございます。イメージで表したものでございまして、特に精査はしておりません。

左上に、本市の最上位計画であり、行政経営の柱であります石巻市総合計画基本計画がございます。その部門別計画として、左下には、教育委員会の教育関係基本4計画、中央には石巻

市震災復興基本計画ほか、上位法に関する諸計画が位置づけされております。

この教育関係基本4計画の基本方針及び基本目標をベースに、石巻市震災復興基本計画、その他の緒計画における教育に関する項目を一体的に整理して反映させたものが右側にありますイメージ図ということになります。

先ほども申し上げましたが、大綱の策定に際しましては、教育関係基本4計画の中の目標や施策の根本となる方針の部分をベースに石巻市震災復興基本計画など、その他、特に注力すべき政策分野についての基本的な考え方、取り組みの方向性について、総合教育会議において協議・検討を重ねていただきまして、大綱に盛り込むべき内容を構築していくものになると考えております。

以上で説明を終わります。

○市長（亀山 紘君） ありがとうございます。

それでは、今、事務局から説明にありました内容について、ご意見等があればお伺いいたします。

資料1の会議の位置づけと構成員の中で、総合教育会議は地方公共団体の長が招集するというところで、これは緊急の場合には、首長と教育長のみで会議をすることも可能であるということですが、ただ、これは特例の場合という見方ですね、この書き方は。

○教育長（境 直彦君） そうです。

○市長（亀山 紘君） やはり教育委員会の意思決定が重要だというような書き方になっていると理解したんですけども、そうですね。

○教育長（境 直彦君） はい。

○市長（亀山 紘君） 緊急の場合というのは、恐らく、例えば自殺者が出たとか、そういったことでしょうか、でも、その場合には緊急に招集したりして皆さんに集まってもらって、すぐに協議することが必要になりますでしょうかね。一応は可能ということになっていますけれども。

○教育長（境 直彦君） 児童生徒の生命、身体に及ぶ緊急な状態と。

○市長（亀山 紘君） そうでしょうね。

○教育長（境 直彦君） 当然、こちら側としては、教育委員会としては、教育委員さんともちろん連絡はとって、なおかつ、市長との協議の結果を随時連絡して進めていくと。

集まる時間までの状況下における、方向性を早く打ち出してやる。対応すべき形というふうにとらえて。

○市長（亀山 紘君） 教育に関する大綱は、石巻市総合計画には位置づけてあるんですけどか。それとは別に大綱を。

○教育長（境 直彦君） 総合計画の中に、要するに教育の基本計画として、教育振興計画の形ではなくて、今まである4つの計画を総まとめにして教育振興計画という形にして、総合計画の中に移すと。だから、4つをもう一回まとめて1つの計画につくり上げているということではないということです。

○市長（亀山 紘君） ちょうど時期的にはいいんですね。教育ビジョンについても、そのほかの4つのビジョンについても28年度末には計画期間が満了します。ですから、ちょうど27年、28年にこのような形にしていくということになりますかね。

これは後で、特に注力すべき政策分野については、皆さんのご意見を伺いながら、私も実は科学をやってきたものだから、科学教育をもう少し入れていきたい。子供たちに創造性豊かな学力を身に付けてもらうには、やはりそういうふうな、科学的な楽しみながら学ぶ、そういった政策が必要かなと思います。それはそのうち、またいろいろと皆さんと考えていきたいと思えますので。

あとは、この健康づくりというのは、これからが非常に高齢化していくことで。高齢者の方々の健康づくりというのが非常に重要になってきますから、その辺の取組も、学校教育ではないんですけども、市としての地域づくりにとっては非常に必要になってきますから、その辺をどういうふうに位置づけるかというのはありますけれども、また市長部局との連携ということが必要になってくるかと思えます。

何か、委員の皆さんからご質問、ご意見、ございますか。

○教育委員（津嶋ユウ君） 私も今の市長さんのお話を伺って、市長さんは科学学習、科学に力を入れていきたい、その辺も盛り込めたらというお話だったので、私もそういう意味合いで、石巻市に来て私もかなりになります、石巻市民になりまして。前に暮らしていたところとか、自分の生まれたところと比較して、石巻に住んで、何か足りないような気持ちが出て、ずっと来たんですけども、それが文化芸術面かなという思いがずっとありました。

市民のレベルでは、市民の方たちが文化芸術に関心がないというのではなくて、いろいろなことに取り組んで活動していることも大変よくわかります。書道も、石巻といえば書道も絵画の面でも音楽の面でも、結構いろいろな面で活躍しているのがわかるんですが、やはり市としてというんでしょうか、やはり環境づくりという面で、例えば感じてきたのはやはり市民会館、前の市民会館も古いな、早くもっと大きな立派なものが欲しいんじゃないのかなという思いが

していたり、文化センターもあったわけですが、全てのものをばっと集約して、あるんですが、何か物足りないような気がしているということを震災以前、感じながら来て、何かそういう文化面での市としての環境づくり、もっとできたらいいのになと思っていてところで震災でしたので、何かそういうのを言う機会もなく来たんですが、こういう今後のことを話し合える機会があるということですので、その辺のところも一緒に考えていけたらなというふうに思っているところです。

○市長（亀山 紘君） そうですね。

文化、芸術は確かに盛んなんですよね。市民サイドだと非常に盛んなんですね。

○教育委員（津嶋ユウ君） 市民全体ではそうだと思います。

○市長（亀山 紘君） やはり何か活動が、市としてうまく連携して、アピールできる場所があるんじゃないかなと思いますから。

○教育委員（津嶋ユウ君） ぜひ、そういうことも将来的なこととして必要かなと思います。

○市長（亀山 紘君） そうですね。

何かほかにありませんか。

教育委員会、子供たちの夢を、我々も夢を持って教育を語るということが必要だと思います。

大綱については、ある程度たたき台は、次回、事務局案を出していただくということにしたいと思います。そういう形でよろしいですか。なかなか、何もなくて議論することも難しいですから、まずは、事務局案を出してもらって、それをたたき台にして、またいろいろと意見交換をさせていただくということにしたいと思います。

---

### （3）その他

○市長（亀山 紘君） その他に入ります。どうぞ何か、何でも結構です。

○教育委員（窪木好文君） 津嶋ユウ委員から出たように、私もよそから石巻市民になったものですから、ちょっと感じたことをですね。

来てから、石巻市と桃生郡、牡鹿郡と合併して、新市になったわけですが、やはりいまだに地域的に理解が余りないのかなと。新市一体で市民の皆さんが意識していないのかなというのは感じて、小学校でいけば、総合学習で地域の文化ですとか、伝統を学ぶわけですが、もっと広く、石巻市内のいろいろな伝統とかに触れ合うような機会があればいいのかなというような思いがあります。

文化伝統の発表の場の箱もないわけですが、なかなか、そういった機会があってもい

いのかなと思います。これは大綱にかかわらず、細かい施策になってくるんだろうと思うんですけれども、そういうのもあっていいのかなというのが一つありました。

○市長（亀山 紘君） 各地域、その地域の伝統芸能というのが、半島部の地域ほど非常に豊かですから、そういった中で、独自の活動をしていただいて、そしてしかも地域の子供たちを巻き込んで、伝統芸能を伝承していくという必要を皆さんお持ちですから、そういう意味では、何かもっと1市6町が合併した後の一体感をどのようにして醸成するかというのが確かにあるんですけれども。

○教育委員（窪木好文君） はねこ踊りみたいに、よそに飛び出して行ってアピールすると、おらほのはねこ踊りというようなイメージも市民は受けるんですけれども、まだまだそこまで行っていないのかなというのがあると思います。

○市長（亀山 紘君） じゃ、やはりそれは、どのように子供たちに伝承して、子供たちもいかに連携させるかというところも必要と思います。

これはあれですか、子供たちの学校教育の中では、そういった伝統芸能を伝承している子供たちの発表の場なんていうのは、特に今はないんですか。

○教育長（境 直彦君） 学校単位です。

1つは、我が国の伝統文化を知るといって、学習指導要領の中にもある1つの教育活動の一環として、各学校がそれぞれの地域に伝わっている伝統芸能や文化を伝えていこうという形で取り組んでいます。それぞれの地域の特色を生かして。その学校から出て行ってほかでという場合もありますし、地域の中でという場合もあります。

○市長（亀山 紘君） ですから、学校現場が今、少子化で本当に半島部になると1クラスでわずかな人数で教育をやっていますよね。それを、例えば学校間の連携を進めながら、そういった伝統芸能を介してでもいいですけれども、毎日というわけにはいかないですけれども、ある期間、そういったことで連携をしながら、足りない部分、子供たちが少なくて、何か集団教育というものをそこで醸成するというふうな、そういった取り組みもあっていいのかな、どうなんでしょうね。なかなか大変だと思いますけれども。

○教育委員（今井多貴子君） 内陸側の子供たちと海側の子供たちの交流がまずないですよ。全くないですね。前は、1市9町がばらばらだったころは、それぞれに教育委員会があって、そこで合唱コンクール、小学校なんかもあったんですよ。小さいけれども、今回は、回り当番で、今回は須江小で河南町の小学校が集まって歌を披露すると、それで河南町とかの子供たちの交流をそういう意味で図っていったんです、地域がまだ小さかったですからね、合併

する前は。

今は、大きくなったんだけど、実際は内陸側の子供たちが、海側の子供たちの生活、どんな生活をして、どんなふうなのというのが、実際に体験の場がなかなかないので、ばらばらであるということで、今回の震災で、海側の子供たちが内陸側に転校してきているんですね。結果、海側の子供たちにとっての文化は内陸側には全く知られていないので、この転校した子供たちはどこへ行くかという、古巣に行くんですね。前の学校に戻って、伝承されていたものを見に来てくださいと言われて、そっちへ行って、楽しかったと言うんですよ。やはり小さいときから見聞きしている伝統芸能とか、伝承しているものが学校内にあるということで。でも、実際は自分たちは内陸側に転校してきている。

それが交流があれば、そういう寂しい思いをしなくて教育の現場が成り立っていくのかなと、そういうのが実際にあったら、文化の交流が、内陸側と海側の子供たちの交流があったら、もっとスムーズにいくんじゃないかなというのは、子供たちの中で感じていました。4年経って、やはり、ああそうか、内陸の子供たちにとっては分からない行事、だから、渡波に一回帰って、その行事に参加するのかなっている。それも必要なのかもしれないけれども、内陸側の子供たちはそういうのもあるんだよということも知らせるとい交流があってもいいのかなと。広域になるので大変かと思うんですが、そういう場も必要なかしらと思いました。

○市長（亀山 紘君） 本当、それは必要ですね。

コラボスクールというのは、地域の父兄の方と地域の方と学校との連携ですよ。ああいう形で、例えば内陸の子供たちと沿岸部の子供たちの交流、コラボ、そういったものもなかなか難しいとは思いますが、何かあってもいいように思いますね。

○教育長（境 直彦君） 市長さんにはコラボスクールとか協働教育の会議にも出席いただいていますけれども、一応、小学校が今年度で終わって、今度は中学校区単位で広がるんです。それがどういうふうになるかということは、まだやってみていないので、分からないのですが、今は小学校単位で小学校と地域の方との連携ということによって協働教育を進めていくという考えで行っています。

○市長（亀山 紘君） コラボスクール、協働教育というのは非常にいいと思いますね。

○教育長（境 直彦君） いいと言いますね。

○市長（亀山 紘君） 私もあれは、聞いていて感心するのですけれども。

○教育長（境 直彦君） 市としてもずっと進めてきて、小学校はたくさんありますから、指定が終わっても教育活動に結びつけてやっていますので、続いていくことはできます。それは



続けていってください、ということでやってもらっています。総合学習とかいろいろな形で体験活動を取り入れて、地域の中で一緒にやっていくことにつながっていく。ただ、そこは学校を出てというのは、まだないので。

○市長（亀山 紘君） それは考えて実現できれば。

そのほか、ございませんか。

○教育委員（今井多貴子君） あともう一つあるんですけども、「居所不明の児童生徒への対応」とここに載っているのですが、石巻市においての子供たちの全体の動き、一つ一つの事故とかアクシデントではなくて、現在、どれだけの子供たちが学校に来られていて、あと来られていないのか、来られていない子供たちの中に、本当に所在が不明なのか、DVなのか、そういうことを教育委員として把握しきれていない不安があります。

要は、この書面上での会議はよくやるんですけども、実際、本当に子供たちは今何を悩んでいて、現場が何を悩んでいて、どんなふうなことで困っているのか。現在、石巻では不明になっている子供は本当にいないんだろうか、いなければ、それはとても幸いなことですし、全国的に問題になってきていますから、そういうことを教育委員会と総務課とかそういうところで練って、本当に大丈夫か、すきがないのかという話し合いの場がやはり欲しいなと思います。校長会議とか、そういうところではわかるんですけども、なかなか教育委員会のほうまでは現場がどうなっているか、どんなふう子供たちが今、登校拒否がいるのか、いじめがあるのか、全体的な把握ですね。一人一人の、学校がどうのこうのではなくて、全体的な把握をしておきたい。

○市長（亀山 紘君） 非常に大事なことですね。

○教育長（境 直彦君） 今も、教育委員会と福祉と、市民相談センターの担当と、それから県の児童相談所、福祉部のほうの関係と警察のほうが入ってという形でケース会議を行っている。個人情報なので、どれだけあるかというのは出せないんですけども、そういうケース会議で検討していて、対応策を練って、方策を打ち出して取り組んでいるという事例はもちろんあるわけです。それはそれでやっている。

今言っているように、もっと部局と関係機関とさまざまところでやらなくちゃいけないことだと思うんです。確かに、昨年度行った居所不明の調査では、幸いにも、石巻市では居所不明の子供はいないということだったんですけども、一番全国でもいまだかつてわからない、要するに、急遽行方不明になってという場合が、家族でという場合が一番だと思うんです。そういう事例とか、突如としてどこでも起こり得る場合なので、必ずきちんと把握しなくちゃい

けないところだと、関係機関と連携をとっていかなくちゃいけないことだと思います。

○市長（亀山 紘君） 不登校児も居所不明の子供たちについても、やはり実際にどうなっているかという把握ですよね。それがやはり必要だと思いますね。これは教育委員会だけにお任せするんじゃなくて、やはり市としてもしっかり取り組んでいかなきゃいけないことだと思います。

そのほか、ございませんか。

では、よろしいですか。今日のところはそういうことで、その他を終わります。

---

#### その他

○市長（亀山 紘君） 事務局のほうから、その他、何かありますか。

○事務局 次回の開催の日程につきましては、現在のところ未定でございますが、なるべく早い時期に日程を設定して、開催したいと考えております。

以上であります。

○総務課長（稲井浩樹君） ありがとうございます。

以上をもちまして、第1回総合教育会議を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時58分閉会

---

石巻市長 亀山 紘

署名委員 阿部 邦英